

国家公安委員会告示第九号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり定める。

平成二十三年四月一日

国家公安委員会委員長 中野 寛成

東京都千代田区霞が関二丁目一番二号（中央合同庁舎二号館二階）警察庁長官官房総務課内（情報公開・個人情報保護室）

附 則

- 1 この告示は、公文書等の管理に関する法律の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。
- 2 平成十三年国家公安委員会告示第七号（国家公安委員会の保有する行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び帳簿の閲覧所を定めた件）は、廃止する。